

指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「千曲市社協」という。）が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「従業者等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者等は、要介護者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、保険者、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

	名 称	所 在 地
1	更埴デイサービスセンター	千曲市大字杭瀬下870番地
2	戸上デイサービスセンター	千曲市大字磯部1110番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 各事業所 1名

管理者は、事業所の従業者等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護計画の作成等を行う。

(2) 生活相談員 各事業所1名以上（介護職員と兼務）

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。

(3) 看護職員 各事業所 1名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、指定通所介護の提供に当たる。

(4) 介護職員 各事業所の利用者の数が15名までは1名以上、それ以上5名又はその端数を増すごとに1を加えた数以上。

介護職員は、指定通所介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 各事業所 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) 事務職員 各事業所 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間帯 午前8時30分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、以下のとおりとする。

	名 称	利 用 定 員
1	更埴デイサービスセンター	35名
2	戸上デイサービスセンター	40名

(指定通所介護の内容及び利用料金等)

第7条 指定通所介護の内容は、送迎・入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の要介護者等に必要な日常生活上の世話とし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払を受けるものとする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1km当たり37円で積算した額を交通費として徴収する。

3 前2項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。

(1) 時間外料金 第1項を基準とした額

(2) 上記の他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

4 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、千曲市、坂城町、長野市篠ノ井とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用に対し適切な指定通所介護を提供するために、食堂、機能訓練室等の事務所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変や緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び管理者に報告するものとし、必要に応じ主治医もしくは嘱託医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に際して、必要な具体的計画を策定するとともに、利用者の避難、救出訓練等の実施等、万全の対策を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第12条 「ハラスメントの防止及び対応規程」に基づき、従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 従業者に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(虐待の防止)

第14条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報します。

(5) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。
- 3 従業者であった者が退職後においても、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を厳守するため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を厳守する旨に従業者との雇用契約に記載する。
- 4 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間（身体拘束・苦情・事故に関する記録は5年間）保存するものとする。
- 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は千曲市社協と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 サービス利用に際してのお願い
 - (1) 見守りカメラの設置、従業者の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に従業者本人の同意を受けるものとする。
 - (2) ハラスメント行為などより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがある。

7 サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業所の従業者に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
- (3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月29日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。